令和８年（フ）第５３号
三重県松阪市山室町2292番地２　エスポワール山室203号、前住所三重県津市藤方2283番地９
債務者　松谷　勇汰
１　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所松阪支部

令和８年（フ）第２６号
京都府福知山市字前田1234番地の２　グラン・サフィールⅡ　102号、前住所大阪府藤井寺市小山５丁目４番47―602号
債務者　土井　龍翔
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

令和８年（フ）第５０７号
堺市中区深阪４丁７番16号　ライフホープ深阪、前住所堺市南区若松台１丁２番10―1017号
債務者　岩城　純一
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５１０号
堺市堺区南半町東１丁１番10―206号、前住所大阪市浪速区日本橋５丁目５番20―408号
債務者　岡田　和樹
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８３号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目12番23号
債務者　古川　達也
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５８４号
大阪府藤井寺市道明寺６丁目12番23号
債務者　古川　茜
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９４号
大阪府松原市上田４丁目４番１―806号
債務者　吉賀　梨絵
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２３号
堺市西区上野芝向ヶ丘町１丁17番26―101号
債務者　西手　良太
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６８１号
大阪府高石市加茂３丁目２番３―402号
債務者　松本　道泰
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９２号
大阪府高石市綾園２丁目５番１―307号
債務者　大津　久和
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６９６号
堺市北区蔵前町３丁２番８―706号
債務者　茂刈　誠治
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０７号
堺市堺区神石市之町26番４号
債務者　橋本　竜馬
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１５号
堺市西区津久野町１丁８番13号　ムー１番館307号
債務者　橋爪　貴謙
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３１号
堺市北区中百舌鳥町６丁998番地３　中百舌鳥公園団地４号棟402号室
債務者　里見浩一郎
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５５号
堺市堺区柏木町４丁２番11―202号
債務者　日浦　和華
１　決定年月日時　令和８年８月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
香川県高松市木太町5085番地４　レオパレスサンハイム106、申立時の住所香川県高松市香川町川東下1080番地11
債務者　石井　隼
１　決定年月日時　令和８年８月４日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係